

鎌倉市における安全・安心まちづくりに係る
推進方策について
(提言)

平成19年3月

鎌倉市安全・安心まちづくり推進協議会

《目 次》

【本編】

はじめに	1
1 現状	2
（1）犯罪情勢	
（2）市民・県民意識	
（3）自主防犯活動団体	
2 背景	4
3 これからの取組み	5
4 基本的な考え方	6
【安全・安心まちづくり推進施策体系図】	7
5 推進方策	8
（1）自主的な防犯活動の推進	8
（2）子どもから高齢者までの安全確保等	10
（3）防犯意識の向上、規範意識の醸成	12
（4）犯罪未然防止策の構築	16
（5）犯罪被害者への対応	19
6 今後の課題について	20
（1）地域コミュニティの活性化と安全教育について	20
（2）体感治安の回復について	21
【資料】	
資料（1）安全・安心まちづくり推進に係る基本的な考え方	22
資料（2）鎌倉市安全・安心まちづくり推進協議会委員名簿	23
資料（3）協議会開催経過	24
資料（4）鎌倉市安全・安心まちづくり推進協議会設置要綱	26

はじめに

全国的な刑法犯認知件数の増加とともに、本市の刑法犯認知件数も、平成 2 年の約 1,500 件から増加傾向に推移し、平成 15 年には、約 2,700 件と 2 倍近くにまで増加してきました。

このように犯罪が増加し、平穏な市民生活が脅かされている社会状況の中で、市民、警察、行政が三位一体となり、全市を挙げて犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、市内の各組織の代表者で構成する当協議会が、平成 16 年 8 月に設置されました。

この協議会の設置と同時期頃から、「自分の安全は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守ろう」と自治会・町内会を中心に、地域で自主的な防犯パトロールなどの防犯活動が取り組み始められるとともに、近年の子どもを狙った凶悪犯罪の発生を契機として、子どもの見守り活動など地域での活動が広がってきました。

これら活動の成果により、平成 16 年から平成 18 年までの 3 年間、約 16% ~ 18% ずつ刑法犯認知件数が連続して減少し、対平成 15 年では、マイナス 1,171 件、約 43% 減少し、ほぼ、平成 2 年頃の数字まで治安が回復してきました。

このような市民の防犯活動への取り組みや社会状況の変化などを踏まえながら、当協議会において、「鎌倉市における安全・安心まちづくりに係る推進方策について」協議、検討を行い、平成 18 年 3 月に中間報告としてとりまとめを行い、市長に提出後、さらに、本年度も協議を重ね、のべ 11 回にわたり、議論を尽くし、今回、提言としてとりまとめることができました。

これまでの議論の中では、地域内における世代間を超えたコミュニケーションが不足していること、子ども自身が自ら危険を察知し回避できること、また、規範意識の醸成のための教育の必要性など委員からの意見などもあり、特に、「今後の課題」としてとりまとめをしております。

今後、この提言の内容を、市政運営に活かすため、行政施策に位置づけるとともに、市民、警察、行政が連携協力しながら、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、積極的な取り組みを推進されることを要望します。

平成 19 年 3 月

鎌倉市安全・安心まちづくり推進協議会

1 現状

鎌倉市においては、平成4年から平成11年まで8年連続して刑法犯認知件数が増加し、平成12、13年は、若干減少したものの、平成14・15年と増加傾向にありました。(図1)特に、刑法犯のうち、空き巣、自転車盗などの市民の身近で起こる窃盗犯が全体の約7割強を占めています。(表-1)

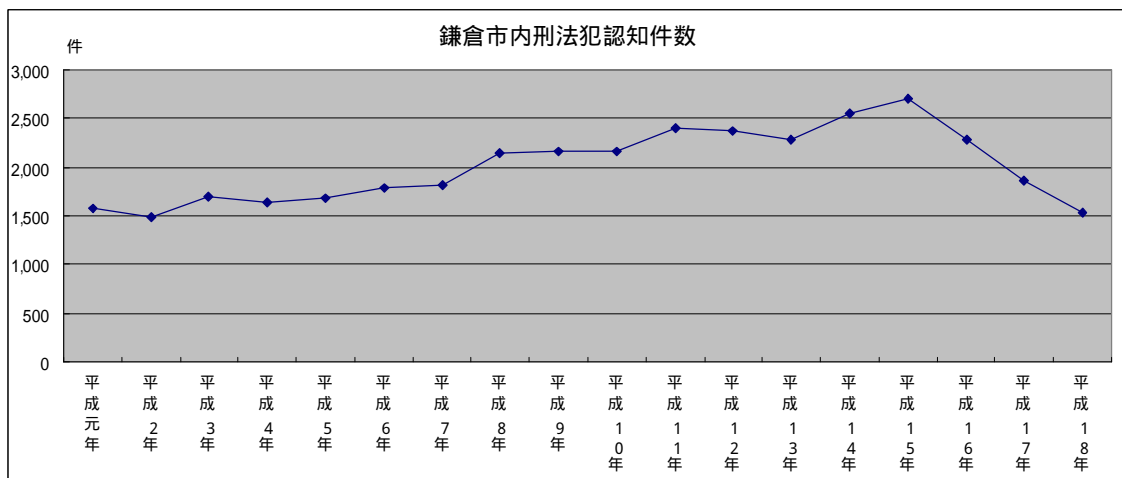
また、市民意識調査などの結果からは、多くの市民が不安を感じている状況となっています。(図2、-3)

このような状況から、地域における自主的な防犯活動への取組みが広がりつつあります。(表2)

(1) 犯罪情勢

平成18年の刑法犯認知件数は、市民の自主防犯パトロール、子どもの見守り活動等により1,532件で(前年比-335件、約18%減)3年連続して減少してきています。

(図1)



(表1)

鎌倉市内刑法犯認知件数(平成18年1月~12月、及び前年同月との比較)

	平成18年		平成17年		増減 件数	前年比
	件数	率	件数	率		
凶悪犯	12	0.8%	8	0.4%	4	150.00%
粗暴犯	95	6.2%	85	4.6%	10	111.76%
窃盗犯	1,127	73.6%	1,417	75.9%	-290	79.53%
知能犯	79	5.2%	86	4.6%	-7	91.86%
風俗犯	7	0.5%	12	0.6%	-5	58.33%
その他	212	13.8%	259	13.9%	-47	81.85%
合計	1,532	100.0%	1,867	100.0%	-335	82.06%

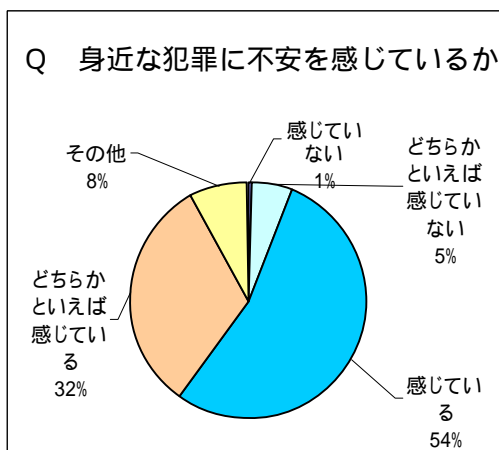
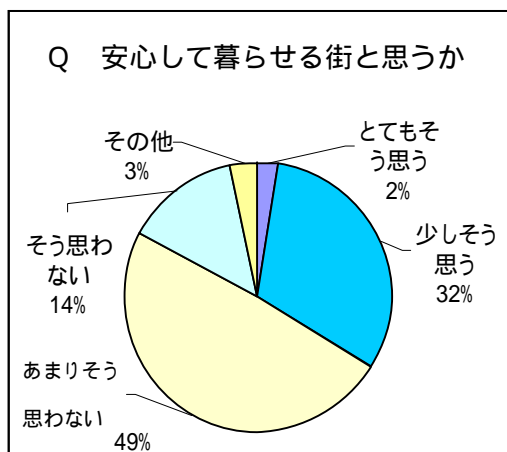
(2) 市民・県民意識

鎌倉市市民意識調査（平成18年1月実施）においては、「災害対策・安全対策が進められており、安心して暮らせる街と思うか。」の設問に対し、「あまりそう思わない」(48.9%)、「そう思わない」(13.7%)で両方を合わせた約6割(62.6%)が、安心して暮らせないと感じているという結果が出ています。(図2)平成15年の調査と比較すると刑法犯認知件数は減少しているものの、1.9%不安感が増加しています。

また、県民ニーズ調査（平成15年7～8月実施）においては、「身近な犯罪に不安を感じているか。」の設問に対し、「感じている」(53.8%)、「どちらかといえば感じている」(32.3%)で両方を合わせた約8割強(86.1%)が、不安を感じているという結果も出ています。(図3)

図-2 鎌倉市市民意識調査

図-3 県民ニーズ調査



(3) 自主防犯活動団体

平成16年頃から、自治会・町内会を中心に自主防犯活動に取り組み始め、現在では、各地域に活動が広がりつつあり、163団体（平成19年2月末現在）が、防犯パトロールや子どもの見守り活動などを実施しています。

(表-2) 鎌倉市内の自主防犯活動団体の状況

平成17年6月アンケート調査時点(注1)		平成19年2月末現在	
自治会・町内会	51 団体	自治会・町内会等	163 団体
		内訳	
		自治会・町内会	103 団体
		自主防犯活動団体	60 団体
		(わんわんパトロール 16 団体含む)	

(注1)平成17年6月アンケートは、全自治会・町内会180団体に対し行い、119団体(回収率66%)から回答を得た集計値である。

2 背景

犯罪増加等の背景として、次のことが指摘されています。

(1) 地域コミュニティ機能の低下

- ア 個人を重視した住環境
- イ お互いに関知しない都市化の風潮
- ウ 地域の子どもを大人たちが注意、叱り、見守るといった機能が失われてきている

(2) 社会への無関心と規範意識の低下

- ア 自己中心的な風潮
- イ 社会生活におけるルール無視

(3) 犯罪を誘発しやすい生活環境

これまでは、住宅、公共施設、公共空間のつくりは、それほど防犯性の観点を考慮したものとなっていないと言える状況があります。

また、ITの進展、普及で、社会生活の利便性が高まったものの犯罪を誘発しやすい環境が増加するとともに、社会経済情勢の悪化に伴う失業者の増加、雇用に対する不安なども近年の犯罪の増加要因と考えられます。

- ア 快適空間を提供する植栽なども、時として犯行を容易にさせる
- イ 住宅や各施設で、防犯の観点からの設計・構造等が不十分
- ウ 情報化社会の進展による利便性向上
- エ 社会経済情勢の悪化

3 これらからの取組み

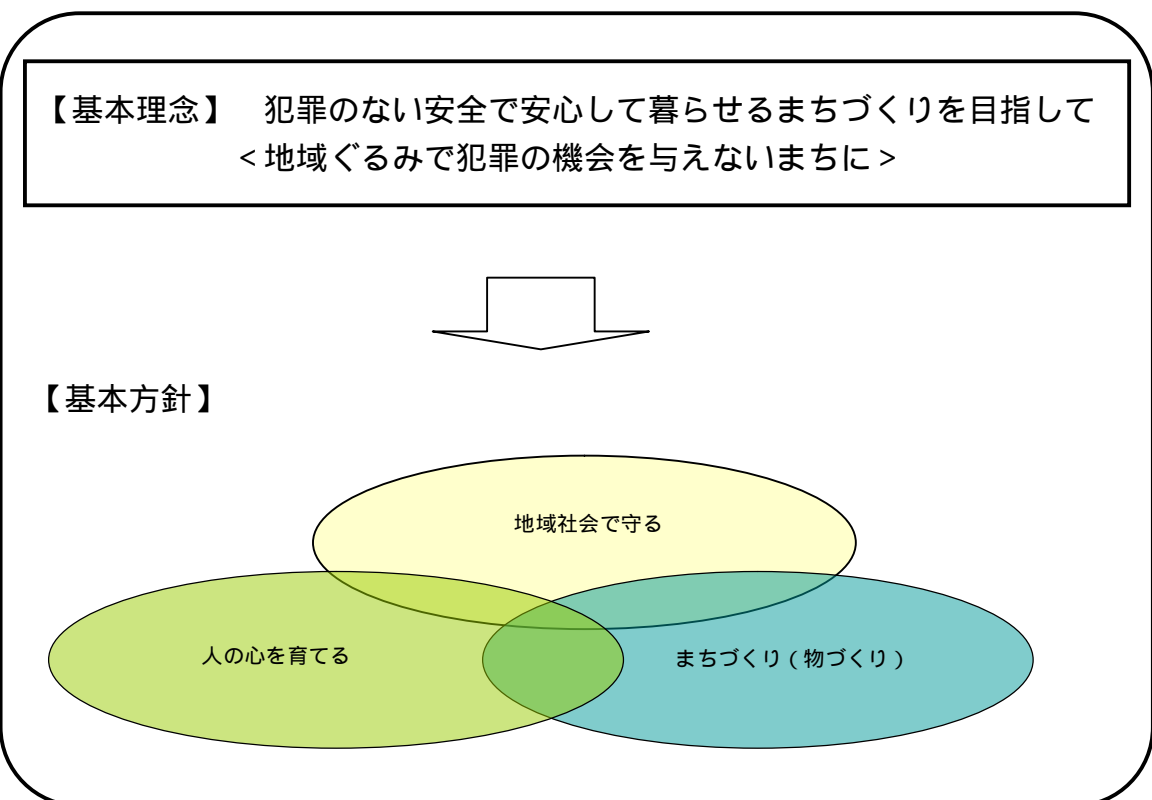
当協議会としては、「1 現状」や「2 背景」を踏まえ、鎌倉市として、今後取り組むべき目標は、「犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを目指す」こととし、このためには、犯罪の予防を行うため、「地域ぐるみで犯罪の機会を与えないまち」にしていくことを基本的な理念として掲げるものです。

また、このような犯罪の予防のために市民が取り組めるものは、市民生活に身近な犯罪（空き巣、忍び込み、自転車盗、ひったくり、車上狙いなど）の窃盗犯への対策とともに、子どもの安全確保対策が中心となります。

このような基本的な理念を踏まえ、3つの基本方針と、この基本方針に基づく、5つの取組みの基本的な方向を整理し、具体的な施策を、市民、警察、行政などが連携、協力しながら推進していく必要があると考えます。

これら、3つの基本方針、5つの取組みの基本的な方向等については、次のとおりです。

なお、体系的に整理すると、P7の【安全・安心まちづくり推進施策体系図】のとおりです。



4 基本的な考え方

「犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを目指す」ためには、次の3点を基本方針として、犯罪のない安全・安心まちづくりを推進していくことが重要です。

(1) 地域社会で守る

「自らの安全は自らが守る」「地域の安全は地域で守る」の意識を持って、地域の防犯力を高めるため、地域の防犯活動を活発にすること。

また、子どもから高齢者までの安全確保を図るための見守り、定期訪問など、地域全体が連携した取り組みを促進すること。

(2) 人の心を育てる

市民一人ひとりの防犯意識の向上と規範意識の醸成などを目的とした普及・啓発活動や情報提供などを充実すること。

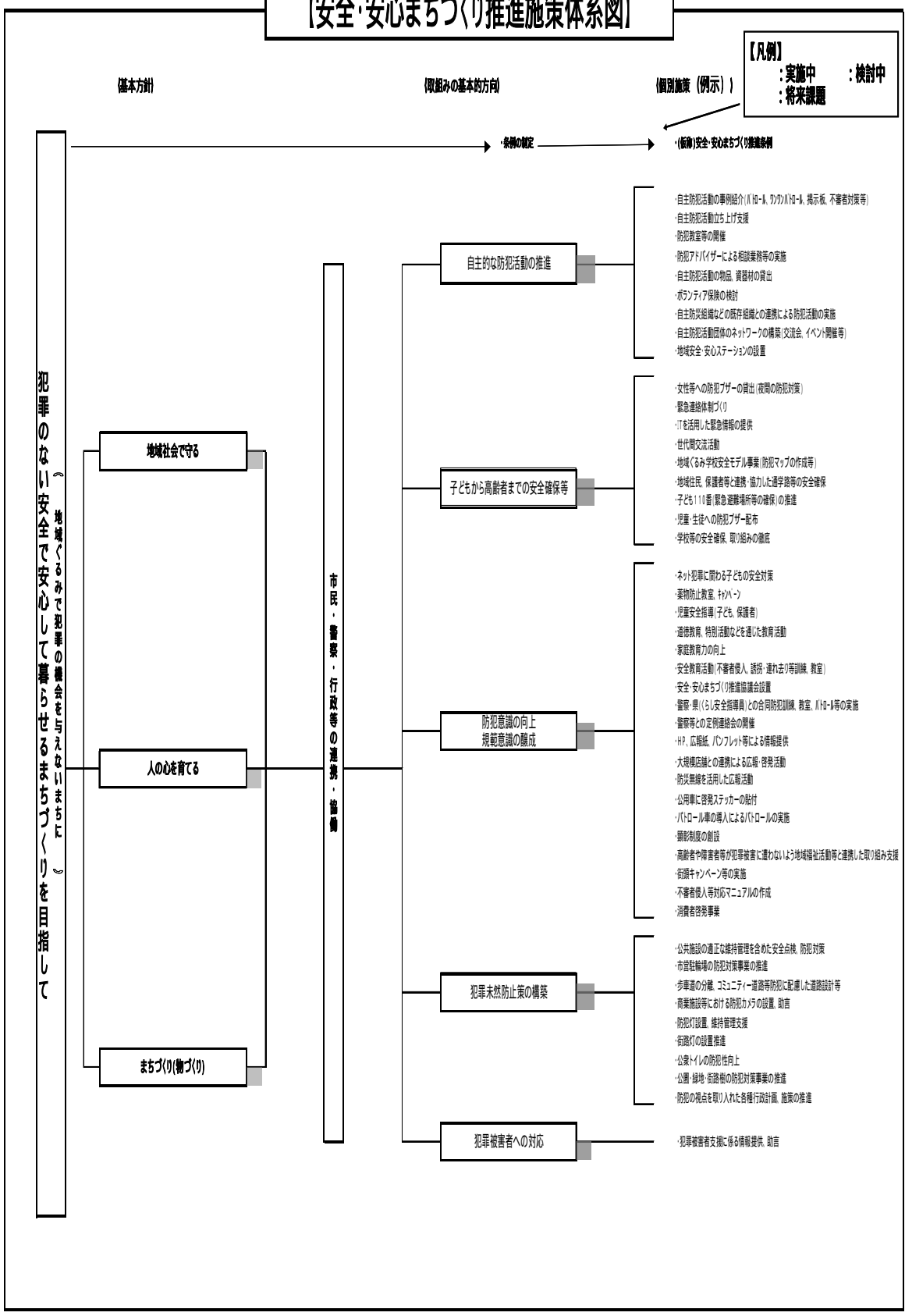
また、学校、家庭、地域社会、関係機関等と連携・協力して、子どもの健全育成を図ること。

(3) まちづくり(物づくり)

犯罪が起きにくい防犯性の高い住宅づくりに関する情報提供、普及・促進や設計の段階から防犯に配慮した公共施設・公共空間など犯罪に強いまちづくりの創出を図ること。

[安全・安心まちづくり推進施策体系図]

【凡例】
 : 実施中
 : 検討中
 : 将来課題



5 推進方策

前述した「4 基本的な考え方」を踏まえ、市民・警察・行政等の連携、協働により、次の5点を基本的な方向性として、施策を推進していくことが重要です。

推計事業費の単位は、千円です。

なお、推計事業費は、第3次鎌倉市総合計画第2期基本計画前期実施計画期間内事業費です。

(1) 自主的な防犯活動の推進

事業名	事業内容	実施主体	事業目標				推計事業費
			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
自主防犯活動の事例紹介	地域の自主防犯活動団体どうしの連携・強化を図り、全市レベルの防犯体制の確立を図る。	行政	 フォーラムの開催、事例紹介資料の作成、周知	 事例紹介資料の見直し	 事例紹介資料の見直し	 事例紹介資料の見直し	
自主防犯活動立ち上げ支援	自主防犯活動団体の促進を図る。	行政、警察・県	 自主防犯活動団体の促進	自主防犯活動団体の促進	自主防犯活動団体の促進	自主防犯活動団体の促進	
防犯教室等の開催	市民一人ひとりの防犯意識の向上と防犯への取組みを目指す。特に、緊急課題である子どもの安全確保に係るものについて、積極的な対応を図る。	全市	 防犯教室等の開催	防犯教室等の開催	防犯教室等の開催	防犯教室等の開催	
防犯アドバイザーによる相談業務等の実施	市民等からの様々な防犯に関する相談業務や防犯活動への支援体制を継続するとともに、充実を図る。	行政	 アドバイザー2名配置	アドバイザー2名配置	アドバイザー2名配置	アドバイザー2名配置	25,660

事業名	事業内容	実施主体	事業目標				推計事業費
			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
自主防犯活動の物品、資器材の貸し出し	自主的な防犯活動への支援を行うため、物品等の貸し出しを行う。	行政、防犯協会	防犯グッズの貸し出し	防犯グッズの貸し出し	防犯グッズの貸し出し	防犯グッズの貸し出し	5,120
ボランティア保険の検討	防犯活動時における事故等への対応を検討する。	行政、防犯協会	県の制度紹介	県の制度紹介	県の制度紹介	県の制度紹介	
自主防災組織などの既存組織との連携による防犯活動の実施	自治会・町内会の約 8 割での活動を目指す。	自主防犯活動団体	活動団体の促進	活動団体の促進	活動団体の促進	活動団体の促進	
自主防犯活動団体のネットワークの構築(交流会、イベント開催等)	活動団体の事例紹介とともに、ネットワークづくりを行い、地域ぐるみから市全体(社会全体)で取り組む防犯体制を確立する。	行政	ネットワークの構築	ネットワークの充実	ネットワークの充実	ネットワークの充実	
地域安全・安心ステーションの設置	各地域に、活動拠点等としての地域安全安心ステーションの設置を検討する。	行政、自主防犯活動団体	検討	検討	検討	検討	

(2) 子どもから高齢者までの安全確保等

事業名	事業内容	実施主体	事業目標				推計事業費
			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
女性等への防犯対策	女性等への防犯対策について検討する。	行政	← 女性等の防犯対策について検討	女性等の防犯対策について検討	女性等の防犯対策について検討	女性等の防犯対策について検討 →	
緊急連絡体制づくり(教育委員会)	より確実な連絡体制の実現を図る。	行政・警察	連絡体制の充実	連絡体制の充実	連絡体制の充実	連絡体制の充実 →	
緊急連絡体制づくり(不審者情報)	不審者情報等の提供について、迅速な提供を行い、子どもの安全確保のための周知徹底を図る。	全市	体制の充実	体制の充実	体制の充実	体制の充実 →	
ITを活用した緊急情報の提供	犯罪、災害発生又はその恐れがある場合などの緊急情報について、携帯電話などのITを活用した緊急情報提供システム(登録制:登録料、提供料無料)の導入を図り、市内全体の緊急連絡体制を整備し、市民の安全確保を図る。	行政	↔ 導入	← 運用	運用	→ 運用	13,000
世代間交流事業	子どもが異なる世代と交流し、様々な経験を学ぶことができる事業の実施。	地域	→ 実施	← 実施	→ 実施	→ 実施	

事業名	事業内容	実施主体	事業目標				推計事業費
			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
地域ぐるみ 学校安全モデル事業(防犯マップの作成等)	PTA、自治体、警察等との連携により、危険箇所等を記載した安全マップを作成し、危険回避能力等を養うとともに、防犯意識の向上を図る。	学校等、子ども、保護者、地域	公立小学校全校において実施	公立小学校全校において実施	公立小学校全校において実施	公立小学校全校において実施	
地域住民、保護者等と連携・協力した通学路等の安全確保	継続的な見守り活動を推進していく。	保護者、学校等、地域	推進	推進	推進	推進	
子ども110番(緊急避難場所等の確保)の推進	児童生徒の緊急避難先としての「子ども110番の家」等の地図を配付したり、周知方法を工夫する。	保護者、警察、地域、学校等、行政	推進	推進	推進	推進	
児童・生徒への防犯ブザー配布	引き続き児童生徒へ防犯ブザーを配布し、常時携帯させることによって、児童生徒の登下校時の安全確保を図る。	行政	防犯ブザー配布	防犯ブザー配布	防犯ブザー配布	防犯ブザー配布	3030
学校等の安全確保、取り組みの徹底	学校施設内への不審者侵入を防止するために警備員を配置。	行政	配置	配置	配置	配置	214,630
学校等の安全確保、取り組みの徹底	保育園、幼稚園、子どもの家・子ども会館等への立寄り警戒体制の充実	行政	準備・実施	推進	推進	推進	

(3) 防犯意識の向上、規範意識の醸成

事業名	事業内容	実施主体	事業目標				推計事業費
			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
ネット犯罪に関わる子どもの安全対策	児童生徒を対象としたハイテク犯罪の実情とその安全対策について充実する必要がある。	行政、学校等、保護者	← 実施	← 実施	← 実施	← 実施	
薬物防止教室、キャンペーン	すべての中学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するよう努めるとともに、実情に応じて小学校においても薬物乱用防止教室の開催に努める。	行政、学校等、保護者	← 中学校において全校実施、小学校において実情に応じて実施	← 中学校において全校実施、小学校において実情に応じて実施	← 中学校において全校実施、小学校において実情に応じて実施	← 中学校において全校実施、小学校において実情に応じて実施	
児童安全指導(子ども、保護者)	児童が不審者等からの暴力に対して、身を守ることができるようにするとともに、いじめに対しても対処できるようにし、安心して安全な学校生活を送ることができるようにする。	行政、学校等、保護者	← 実施	← 実施	← 実施	← 実施	
道徳教育、特別活動などを通じた教育活動	児童生徒が秩序を守りながら集団の中で切磋琢磨できるような規範意識の育成等を行うための教育活動を行う。	行政、学校等	← 実施	← 実施	← 実施	← 実施	

事業名	事業内容	実施主体	事業目標				推計事業費
			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
家庭教育力の向上	家庭・学校・地域における青少年の非行にかかわる問題意識の共有化を図る。家庭教育の重要性や子どもに対するしつけの大切さを再認識してもらう。学校の非行防止・犯罪被害防止に係る取り組みや児童生徒の現状、地域における子どもの健全育成に係る取り組みへの理解を深める。	行政、保護者	推進	推進	推進	推進	
安全教育活動(不審者侵入、誘拐・連れ去り等訓練、教室)	学校等における防犯教室、防犯訓練の実施の定着を図る。	学校等、行政、保護者、地域	不審者対策避難訓練の実施	不審者対策避難訓練の実施	不審者対策避難訓練の実施	不審者対策避難訓練の実施	
安全・安心まちづくり推進協議会設置	全市的な関係組織からなる協議会により、連携、協調体制を図る。	行政	運営	運営	運営	運営	
警察・県との合同防犯訓練、教室、ハトール等の実施	地域の住民一人ひとりが防犯意識を持ち、防犯に取り組むよう実施する。	全市	連携・強化	連携・強化	連携・強化	連携・強化	
警察等との定例連絡会の開催	情報交換、協議等を行い、適切な普及啓発事業を推進する。	警察・行政	開催(継続)	開催(継続)	開催(継続)	開催(継続)	

事業名	事業内容	実施主体	事業目標				推計事業費
			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
HP、広報紙、パンフレット等による情報提供	あらゆる機会を捉え、また、様々な方法により情報の提供を行う。	行政	情報提供の充実	情報提供の充実	情報提供の充実	情報提供の充実	
大規模店舗との連携による広報・啓発活動	集客施設である店舗での広報・啓発活動を行う。	店舗等	推進	推進	推進	推進	
防災無線を活用した啓発活動	子どもの見守り活動を継続させていく必要があるため、継続した放送活動を実施する。	行政	放送	放送	放送	放送	
公用車に啓発ステッカーの貼付	全公用車に貼付し、普及・啓発を推進する。	行政	ステッカー貼付	ステッカー貼付	ステッカー貼付	ステッカー貼付	
パトロール車の導入によるパトロールの実施	毎日、パトロール車を走行させることにより、犯罪の抑止及び市民への防犯意識の高揚を図る。	行政、自主防犯活動団体	パトロール車の増車	パトロール車の増車	パトロール車の増車	パトロール車の増車	
顕彰制度の創設	(仮称)鎌倉市安全安心まちづくりプランを策定する中で、制度の創設を検討していく。	行政	検討	検討			
高齢者や障害者等が犯罪被害に遭わないよう地域福祉活動と連携した取り組み支援	高齢者が、在宅で安心して暮らせるよう支援する。	行政	支援	支援	支援	支援	

事業名	事業内容	実施主体	事業目標				推計事業費
			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
街頭キャンペーン等の実施	青少年の非行化防止のために健全な社会環境作りの推進を図ることは、ますます大切になっている。そのために、学校・家庭・地域社会・関係機関等との連携強化を図り、地域社会から少年非行をなくすための啓発活動の充実に努めていく。	行政、各種団体等	キャンペーン等の実施	キャンペーン等の実施	キャンペーン等の実施	キャンペーン等の実施	
不審者侵入等対応マニュアルの作成及び訓練	マニュアルを作成し、職員をはじめ関係者への周知徹底を図る。また、訓練に当たっては、関係機関、地域住民等との連携も図りながら実施する。	行政、各施設	作成・充実	作成・充実	作成・充実	作成・充実	
消費者啓発事業	消費者被害の未然防止のために、関係団体、関係各課と連携して啓発に取り組む。	行政	実施	実施	実施	実施	

(4) 犯罪未然防止策の構築

事業名	事業内容	実施主体	事業目標				推計事業費
			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
公共施設の適正な維持管理を含めた安全点検、防犯対策	小学校に学校警備員を配置し、校内への不審者の侵入を未然に防いで学校の安全を確保する。	行政 (学校)	学校警備員配置	学校警備員配置	学校警備員配置	学校警備員配置	214,630
	「園児の安全を守る」ことを目標に、施設の安全管理の徹底を図る。	行政 (保育園)	安全管理の徹底 (深沢保育園等複合施設建設)	安全管理の徹底	安全管理の徹底	安全管理の徹底	
	園外散歩時の安全を確保する。	行政 (保育園)	緊急通報端末の導入	運用	運用	運用	
	不審者が侵入する等の緊急時に、全ての指導員が適切な対応をとり、児童の安全確保を図れるようにする。	行政 (子ども会館、子ども家)	防犯グッズの配備、施設整備	防犯グッズの配備、施設整備	防犯グッズの配備、施設整備	防犯グッズの配備、施設整備	
	利用者の安全確保を図る。	行政 (子育て支援センター)	安全管理の徹底	安全管理の徹底	安全管理の徹底	安全管理の徹底	

事業名	事業内容	実施主体	事業目標				推計事業費
			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
市営駐輪場の防犯対策の推進	市営駐輪場への防犯灯及び防犯カメラ等の防犯対策を講ずる。	行政	稲村ヶ崎駅駐輪場 湘南町屋駅駐輪場 七里ガ浜駅駐輪場	極楽寺駅駐輪場 西鎌倉駅駐輪場			16,200
歩車道の分離、コミュニティー道路等防犯に配慮した道路設計等	「歩車道の分離、コミュニティー道路等防犯に配慮した道路設計等」の実現に向けて取り組む。	行政	あんしん歩行エリア整備	小町通り無電柱化整備	小町通り無電柱化整備	小町通り無電柱化整備	
商業施設等における街路灯及び防犯カメラの設置・支援	犯罪発生を未然に防ぎ、安全・安心な商店街づくりを実現する。	行政	支援・検討	支援・検討	支援・検討	支援・検討	
防犯灯設置、維持管理支援	犯罪抑止や交通事故防止のため、地域で取り組む防犯灯について支援する。	行政	防犯灯管理等への支援	防犯灯管理等への支援	防犯灯管理等への支援	防犯灯管理等への支援	308,560
街路灯の設置促進	夜間等の通行車両及び歩行者の安全対策を図る。	行政	街路照明灯の整備	街路照明灯の整備	街路照明灯の整備	街路照明灯の整備	17,700
公衆トイレの防犯性向上	防犯の視点を取り入れた公衆トイレの整備に努める。	行政	公衆トイレ改築工事	公衆トイレ改築工事	公衆トイレ改築工事		287,780

事業名	事業内容	実施主体	事業目標				推計事業費
			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
公共施設の 適正な維持 管理を含め た安全点 検、防犯対 策	利用者が安心して利用 できる安全な施設の維 持管理。	行 政 (スポーツ施 設)	←————→ 対策の充実	←————→ 対策の充実	←————→ 対策の充実	←————→ 対策の充実	
	来館児童の安全対策の 徹底等施設の安全体制 の確認と検証...館内施 設の安全対策に漏れが ないか適宜点検・検証 する。	行 政 (図書館)	←————→ 対策の充実	←————→ 対策の充実	←————→ 対策の充実	←————→ 対策の充実	
	学習施設全体の適正な 維持管理を含めた安全 点検、防犯対策を含め た体制を維持する。	行 政 (生涯学習セ ンター)	←————→ 防犯訓練の実 施等	←————→ 防犯訓練の実 施等	←————→ 防犯訓練の実 施等	←————→ 防犯訓練の実 施等	
	市営住宅の安全な維持 管理。	行 政 (市営住宅)	←————→ 維持管理	←————→ 維持管理	←————→ 維持管理	←————→ 維持管理	
	利用者の理解を得なが ら防犯カメラの設置を 行い、防犯対策の向上 を図る。他の公共施設 とのバランスを考慮し進 める。	行 政 (芸術館)	←————→ 設置の検討	←————→ 段階的に設置	←————→ 段階的に設置	←————→ 段階的に設置	

事業名	事業内容	実施主体	事業目標				推計事業費
			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
公共施設の適正な維持管理を含めた安全点検、防犯対策 公園・緑地・街路樹の防犯対策事業の推進 防犯の視点を取り入れた各種行政計画、施策の推進	公園内での犯罪及び事故防止等公園内に死角を作らないようにする。犯罪防止のため、植栽の剪定等を行う。	行政 (公園・緑地・街路樹)	推進	推進	推進	推進	
防犯の視点を取り入れた各種行政計画、施策の推進 (次世代育成きらきらプランの推進)	基本目標の1つとして「子どもと子育てにやさしいまちづくり」を設定し、子どもを事故や犯罪の被害から守り、安全で安心できるまちを目指す。	行政	プランの推進 (前期)	プランの推進 (前期)	プランの推進 (前期)	プランの推進 (後期)平成 26 年度まで	

(5) 犯罪被害者への対応

事業名	事業内容	実施主体	事業目標				推計事業費
			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
犯罪被害者支援に関する情報提供	犯罪被害者支援に関する情報の提供を行う。	警察・行政等	情報提供・紹介	情報提供・紹介	情報提供・紹介	情報提供・紹介	

6 今後の課題について

(1) 地域コミュニティの活性化と安全教育について

地域の防犯のためには、自主活動の効果的で持続・継続的な取組みが有効です。また、この活動をきっかけに、地域のコミュニティが活性化することは、より一層の安全・安心のまちづくりに貢献していくと考えます。

特に、子どもたちの見守りは、家庭、学校、地域、行政が連携することが必要です。

一方、子どもたちの非行防止や子どもたちが犯罪の被害者にならないよう、低年齢から身の回りの危険を察知し回避できる能力を備えることも求められます。

安全確保や防犯の教育は、家庭や学校、地域の方々とのコミュニケーションを通じ、地域の特徴や子どもたちの状況を踏まえた取組みが課題となっています。

ア 家庭で

最近の子どもは、全般的に対人関係が未熟で、共感性やコミュニケーション能力が欠けていると言われていています。まず、家庭で子どもとのコミュニケーションを図ることが必要です。

また、家庭を学校や地域でともに支えるために、保護者も学校や地域の活動に積極的に参加するなど、連携を図っていくことが必要です。

イ 学校等で

就学前から心身の発達に応じた、児童安全指導、誘拐連れ去り防止教室などを行うとともに、就学後も危険回避能力を養うための地域安全マップづくり、不審者侵入対策訓練などを行うなど、様々な非行・犯罪防止の教育を継続して進めていく必要があります。

ウ 地域で

地域社会では、子どもを健全に育てる従来からの仕組みが低下し、子どもたちの安全を見守る大人や、子どもたちが楽しく安全に過ごせる場所が減少しています。このため、地域の中に、ふれあいの場所を設けたり、世代間の交流が図れる機会を設けるなど、コミュニティの活性化を推進し、子どもたちの規範意識などを育てていくことが必要であります。

エ 行政で

市民等と連携、協働しながら、コミュニティの活性化と犯罪被害の防止に配慮した環境整備に努めるとともに、様々な分野で防犯の視点を取り入れた施策を、組織的な取組みとして推進していく必要があります。

(2) 体感治安の回復について

市民の自主的な防犯活動などにより、刑法犯認知件数が減少してきていますが（いわゆる「指数治安」は減少）、一部罪種の認知件数は依然横ばいに推移しているものがあるなど、まだまだ、治安に対する不安感が解消されていません。

また、近年、子どもが被害者となる凶悪事件が連続して発生するなど、子どもの安全に関しての不安が増していることなども合わせ、「体感治安の回復」には至っていないと考えています。

これは、1 現状の(2)の市民意識調査の中においても、「安心して暮らせる街とは思わない」が62.6%と、平成15年の意識調査から1.9%増加していることから伺えます。

国においては、平成17年6月に都市再生本部で「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」プロジェクトを定め、「防犯は、防災、福祉、産業、教育、文化、交流等の活動ネットワークがまちづくりの中で連携協働することにより、体感治安の回復等、都市の安全・安心を再構築するための取組みを強力に推進する。」と定め、現在、様々な施策を推進しているところです。

このように、「体感治安の回復」等については、まちづくりの様々な個別分野が連携協働することが重要なこととなってきています。

このようなことから、防犯の取組みとしては、市民一人ひとりへの防犯意識の普及啓発と防犯への取組みを推進するとともに、現在、地域で活動している自主防犯活動のさらなる充実と各種連携も図りながら、全市を挙げた防犯対策（身近な犯罪抑止及び子どもの安全確保）を進めていくことが重要であると考えます。

また、このような市民の活動とともに、行政においても様々な個別分野で防犯の視点を取り入れた施策を講ずるとともに、警察との連携、協力により、凶悪事件の発生抑止、検挙により一層力を入れてもらい、これらによって、相乗効果を得て、犯罪が減少し、市民の体感治安も回復されるのではないかと考えます。

安全・安心まちづくり推進に係る基本的な考え方

1 今後の取組(施策の展開等)について

【現状】

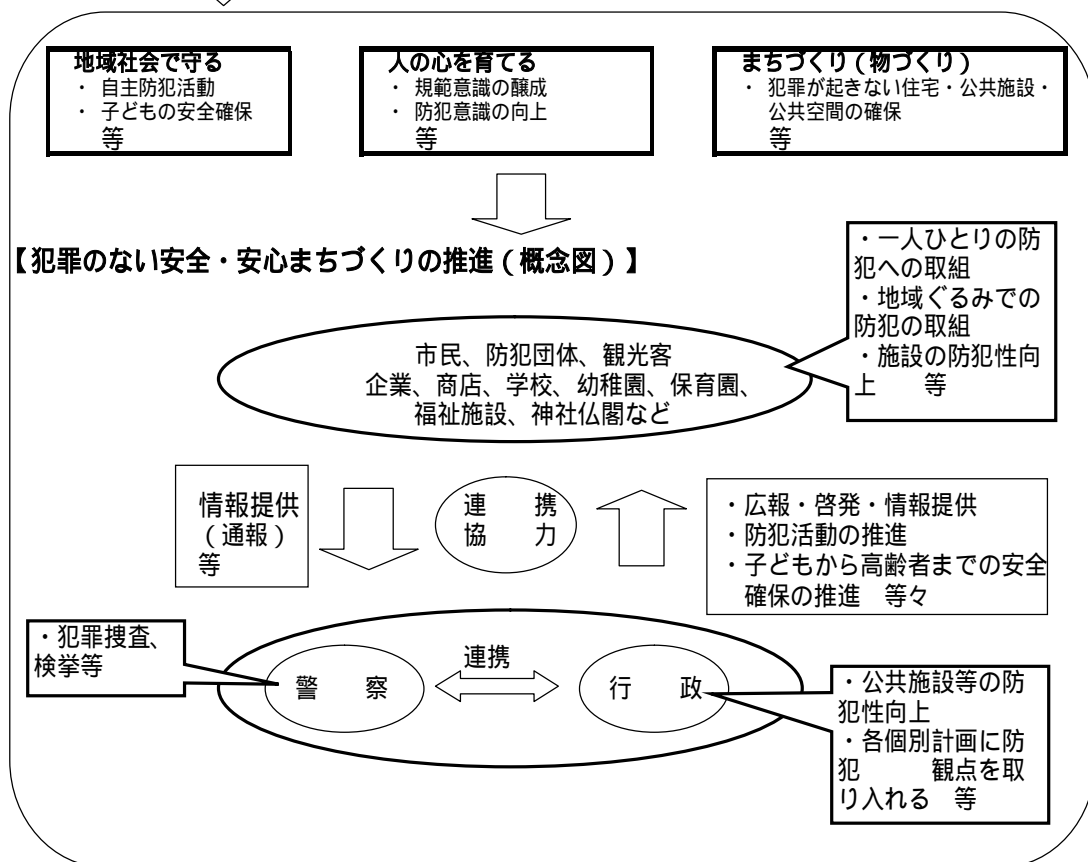
社会的な犯罪増加 ・ 県内刑法犯認知件数 18万6千件 (平成元年の約2倍)	犯罪件数の増加(本市) ・ 刑法犯認知件数 2,275件(H16) (平成元年の約1.5倍)	市民、県民意識 ・ 約60%が安心して暮らせると 感じない。(市民意識調査) ・ 約86%が身近な犯罪に不安 (県民意識調査)
--	--	--



【犯罪発生背景】

地域コミュニティ機能の低下 ・ 個人を重視した住環境 ・ お互いに感知しない都市化の 風潮 ・ 地域の子どもを大人たちが 注意、叱り、見守るといった機能が 失われてきている。	社会への無関心と規範意識の低下 ・ 自己中心的な風潮 ・ 社会生活におけるルール無視	犯罪を誘発しやすい生活環境 ・ 快適空間を提供する植栽などが、 犯行を容易にさせる ・ 地震対策などに重点を置いた構造で 防犯性が不十分 ・ 防犯の観点からの設計等が不十分 ・ 情報化社会の進展による利便性向上 ・ 長引く不況による経済情勢の悪化
--	---	---

【取組の方向】



資料(2)

鎌倉市安全・安心まちづくり推進協議会委員名簿

平成19年3月28日現在

会 長	齊木 昭嘉	大船防犯連合協会会長
副会長	城田 為次	鎌倉防犯協会会長
委 員	秋元 昭八	深沢地区連合町内会会長
	稲坂 美登里	鎌倉市子ども会育成連絡協議会会長
	井上 大二郎	腰越地区町内自治会連合会会長
	岩佐 勝司	大船自治町内会連合会副会長
	大谷 励治	大船警察署管内学校・警察連絡協議会安安担当
	岡田 厚	鎌倉警察署管内学校・警察連絡協議会会長
	加藤 浩利	(社)鎌倉市建設業協会会長
	小嶋 光儀	鎌倉市商店街連合会会長
	佐々木 和夫	大船金融機関防犯協会会長
	進藤 善雄	鎌倉地区自治組織連合会副会長
	菅尾 成彦	(社)鎌倉青年会議所副理事長
	住吉 真美	鎌倉市PTA連絡協議会副会長
	田中 八郎	玉縄地区自治町内会連合会会長
	田中 雅和	鎌倉地区金融機関防犯連絡協議会会長
	田村 真智子	鎌倉市保育会
	中西 功	鎌倉企業防犯協会会長
	浦海 葉枝	鎌倉私立幼稚園協会会長
	三嶋 桂子	大船地区子どもの安全を見守る会代表
	山口 順孝	大船工場防犯協会
	吉村 広	鎌倉新聞販売店組合組合長
	()	鎌倉商工会議所
顧 問	江崎 澄孝	鎌倉警察署署長
	成田 正	大船警察署署長

(* 委員は、50音順)

<<協議会開催経過>>

- (1) 第1回 <平成16年8月27日開催>
【概要】 ア 会長・副会長選出
イ 会議及び会議録の公開等について
ウ 安全・安心まちづくりの推進について
エ 現状報告について
- (2) 第2回 <平成16年11月26日開催>
【概要】 ア 現状報告について
イ 安全・安心まちづくり推進協議会における緊急連絡体制づくりについて
- (3) 第3回 <平成17年3月29日開催>
【概要】 ア 現状報告について
イ 安全・安心まちづくり推進協議会における緊急連絡体制づくりについて
ウ 市内各組織等における広報・啓発活動について
- (4) 第4回 <平成17年5月25日開催>
【概要】 ア 現状報告について
イ 安全・安心まちづくり推進に係る基本的な考え方について
- (5) 第5回 <平成17年9月28日開催>
【概要】 ア 現状報告について
イ 安全・安心まちづくり推進施策体系図について
ウ 子どもの安全確保について
- (6) 第6回 <平成17年11月30日開催>
【概要】 ア 現状報告について
イ 市役所の取り組み等について(報告)
ウ 安全・安心まちづくりに係る推進方策について(中間報告)
エ 子どもの安全確保について
- (7) 第7回 <平成18年3月28日開催>
【概要】 ア 現状報告について
イ 平成18年度の市の取り組みについて
ウ 「安全・安心まちづくりに係る推進方策について(中間報告)」の確認について

<<協議会開催経過>>

- (8) 第8回 <平成18年5月24日開催>
【概要】 ア 現状報告について
イ 「安全・安心まちづくりに係る推進方策について
(中間報告)」に基づく個別施策について
- (9) 第9回 <平成18年8月31日開催>
【概要】 ア 会長・副会長選出
イ 現状報告について
ウ 「安全・安心まちづくりに係る推進方策について
(中間報告)」に基づく個別施策について
- (10) 第10回<平成18年11月30日開催>
【概要】 ア 現状報告について
イ 「安全・安心まちづくりに係る推進方策について
(最終報告)」の素案について
ウ 「鎌倉市安全・安心まちづくり推進協議会」名の使用につ
いて
- (11) 第11回<平成19年3月28日開催>
【概要】 ア 現状報告について
イ 「安全・安心まちづくりに係る推進方策について
(提言)」「(案)」の確認について
ウ その他

鎌倉市安全・安心まちづくり推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の安全・安心まちづくりを推進するため、鎌倉市安全・安心まちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 防犯に係る情報の共有化、収集に関する事項
- (2) 防犯対策に係る協議、検討等に関する事項
- (3) 自主防犯活動に係る啓発、広報等に関する事項
- (4) その他安全・安心まちづくりの推進に関して必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、会長、副会長、委員及び顧問をもって構成する。

(委員)

第4条 委員は、地域住民組織の代表者その他の市内の公共的団体の代表者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等の職務)

第6条 協議会に、会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を招集してその議長となり、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(顧問)

第7条 顧問は、鎌倉警察署署長及び大船警察署署長とし、必要に応じ、助言等を行うことができる。

(意見の聴取)

第8条 協議会は、その所掌事務について、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、この協議会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成16年8月2日から施行する。